

筆界特定の申請が取り下げられた旨の公告

下記の筆界特定の手續に係る申請は取り下げられたので、不動産登記規則第245条第4項の規定により、公告します。

令和7年4月22日 大阪法務局 筆界特定登記官
記

筆界特定手續の表示

手續番号 令和6年第216号

対象土地 大阪市大正区三軒家東一丁目1番14
同所 1番4

手續番号 令和6年第217号

対象土地 大阪市大正区三軒家東一丁目1番14
同所 1番5